

## 第8回阿蘇市議会会議録

- 1.平成26年12月5日 午前10時00分 招集
- 2.平成26年12月16日 午前10時00分 開議
- 3.平成26年12月16日 午後0時10分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	8 番	市 原 新
9 番	大 倉 幸 也	10 番	湯 浅 正 司
11 番	田 中 弘 子	12 番	五 嶋 義 行
13 番	野 田 好 一	14 番	高 宮 正 行
15 番	井 手 明 廣	16 番	川 端 忠 義
17 番	高 宮 今 朝 秀	18 番	藏 原 博 敏
19 番	古 澤 國 義	20 番	田 中 則 次
21 番	古 木 孝 宏	22 番	阿 南 誠 蔵

### 欠席議員

な し

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	渡 邊 孝 司
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	井 八 夫
市 民 課 長	橋 本 紀 代 美	ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み
観 光 ま ち づ くり 課 長	吉 良 玲 二	住 環 境 課 長	阿 部 節 生
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 委 員 会 教 育 課 長	日 田 勝 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 口 求	水 道 課 長	丸 野 雄 司
阿 蘇 医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	井 野 孝 文		

## 8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二                      議会事務局次長 若 宮 一 男  
書 記 佐 藤 由 美

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 議会活性化特別委員長報告

日程第2 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長報告

- ① 議案第 99号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- ② 議案第102号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ③ 議案第109号 新市建設計画の一部変更について
- ④ 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）
- ⑤ 請願第 2 号 「消費税の増税中止する」を要請する請願書

### 2 文教厚生常任委員長報告

- ① 議案第100号 阿蘇市生活相談センター設置条例の制定について
- ② 議案第101号 阿蘇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ③ 議案第102号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ④ 議案第104号 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第105号 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第106号 平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第108号 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）
- ⑨ 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）
- ⑩ 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）
- ⑪ 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）
- ⑫ 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）
- ⑬ 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）
- ⑭ 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）
- ⑮ 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮体育館）
- ⑯ 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園）
- ⑰ 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド）
- ⑱ 請願第 3 号 「灯油高騰の緊急対策として、福祉灯油の実施を求める」を要請する請願書

### 3 経済建設常任委員長報告

- ① 議案第102号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）

- ② 議案第 103号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第 107号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ④ 議案第 110号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター）
- ⑤ 議案第 111号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町中央駐車場）
- ⑥ 議案第 112号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ村）
- ⑦ 議案第 113号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）
- ⑧ 議案第 114号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）
- ⑨ 議案第 115号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）
- ⑩ 議案第 116号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市ASO田園空間博物館総合案内所）
- ⑪ 議案第 117号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）
- ⑫ 議案第 118号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆びば」）
- ⑬ 議案第 119号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇中央公園）
- ⑭ 議案第 120号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）
- ⑮ 議案第 121号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター）
- ⑯ 議案第 122号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆肥製造施設）
- ⑰ 議案第 134号 字の区域の変更について
- ⑱ 議案第 135号 土地改良事業の計画変更について
- ⑲ 議案第 136号 工事請負契約の変更について
- ⑳ 議案第 137号 市道路線の廃止について
- ㉑ 議案第 138号 市道路線の認定について
- ㉒ 請願第 4 号 「農協改革」に関する請願書

#### 10. 追加議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

追加日程第 1 提案理由の説明

追加日程第 2 議案第 139号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について

追加日程第 3 発委第 3 号 阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 4 発委第 4 号 「農協改革」に関する意見書（案）について

**午前 10 時 00 分 開議**

**開議宣告**

○議長（阿南誠蔵君） 改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は 22 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

会期日程について、これより議会運営委員長が報告を致します。

議会運営委員長、井手明廣君。

○議会運営委員長（井手明廣君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

本日、午前9時20分より、議会運営委員会を開催致しました。

その経過についてご報告を致します。

まず、一般質問の取り扱いにつきましては、今期、一般質問の通告者は10名予定されております。

従いまして、一般質問を12月17日と18日、2日間にかけて行う事に決定を致しました。

議員各位のご協力をお願いを致します。

次に、執行部の方より追加議案の提出がありました。

また、委員会発議によりまして、追加議案の提出がありましたので、これから行われます各常任委員長報告の採決の後、日程に追加して議題とすることと致しました。

また、追加議案の審議につきましては、委員会付託を省略いたしまして採決することと致しました。

以上で、議会運営委員会の会議の結果についてご報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定を致しました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

#### 日程第1 議会活性化特別委員長報告

○議長（阿南誠蔵君） 日程第1、議会活性化特別委員長報告を議題と致します。

議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、古澤國義君。

古澤君。

○議会活性化特別委員会委員長（古澤國義君） おはようございます。

議会活性化特別委員会より報告を致します。

平成26年第1回定例会で、議会活性化特別委員会設置に関する決議案が提出され、可決されました。

委員会設置の目的は、議会活動をさらに活性化させることとあります。

特別委員会は、これまでに4回の会議を開催し、次の項目について審議を行ってまいりま

した。

まず、「阿蘇市議会ホームページの充実について」、次に「議会中継システムの導入について」、「議案採決時の採決結果の公表について」、「有事の際の議会議員行動の規範について」、「常任委員長等の各種団体での会議結果の縦覧について」、「政務活動について」、最後に「議会報告会について」、以上の項目について審議を致しました。

審議結果、次のように今後行っていくことと決定致しました。

まず、第1項目「阿蘇市議会ホームページの充実について」であります。

県内各市議会におきましては、既に定例会、臨時会の議事録、また一般質問通告一覧等、ホームページに掲載を行っていることから、審議の結果、阿蘇市議会としましても多くの市民の方々に議会の内容を知っていただくため、ホームページの充実を図ることと致しました。先の全員協議会におきまして議員各位に説明を行い、議事録等の掲載を行うことへの了解はいただいたところであります。

掲載内容としましては、会期日程、議案一覧、一般質問通告一覧、議案審議結果、本会議における議事録、これは一般質問を含めたところでの議事録の掲載としました。この議事録につきましては、本年第5回定例会からの掲載とすることと致しました。

次に、第2項目「議会中継システムの導入について」ですが、この件につきましても、県内の各市議会でも殆どが議会中継を行っており、しかし、議会中継につきましては、初期の整備費等がかなり必要なこと、またプレハブであり音響面が心配されることなどから、今後、議場等の整備が行われる時期に再検討を行うことと致しました。

次に、第3項目「議案採決時の採決結果の公表について」ですが、先ほどホームページの充実の項目にありましたとおり、採決結果についてはホームページに掲載する報告を致しました。この採決結果につきましても、昨今、議案ごとに採決結果を公表する自治体が増えつつあることから、阿蘇市議会におきましても、採決の賛否が分かれた議案について、個々の議員の採決状況を掲載していくことと致しました。

次に、第4項目「有事の際の議会議員行動の規範について」ですが、阿蘇市議会でも大規模災害が発生した場合は議会として、どのような行動を行うのかについて協議してまいりました。

阿蘇市において災害対策本部が設置された場合、緊急連絡網により災害対策本部が設置された旨を議員に連絡を行い、正副議長、及び総務委員長において、災害後の対応を協議し、必要に応じて議員の招集も行っていくことと致しました。

続きまして、第5項目「常任委員長等の各種団体での会議結果の縦覧について」ですが、これを行うことにより、各議員が情報の共有化が出来ることを目的に協議してまいりました。

各常任委員長が会議に出ることは相当数の件数があり、全てを報告することは無理があると思われることから、各委員長が報告する必要があると判断した件について報告を行うことと致しました。

次に、第6項目の「政務活動について」ですが、現在、阿蘇市議会では政務活動費の支出は行われておりませんが、今後も引き続き、議員各位におかれましては、政務活動をより以

上に行っていたきたいと思っております。

次に、第7項目の「議会報告会について」ですが、現在、議会広報誌「かるでら」を年4回定例会終了後、発行しております。この広報誌により、定例会、及び臨時議会の議案の議決状況、一般質問の内容等を広く市民の方々へ知らせております。

また、先ほど説明しましたように、ホームページの充実を図ることとしました。定例会、及び臨時議会の審議状況を、議会広報誌、及びホームページへ掲載することから、議会報告につきましては、今後の検討課題とすることと致しました。

以上が、議会活性化特別委員会における審議結果であります。

以上で、特別委員会の報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、議会活性化特別委員会の委員長の報告を終わります。

## 日程第2 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長報告

- ①議案第99号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- ②議案第102号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③議案第109号 新市建設計画の一部変更について
- ④議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）
- ⑤請願第2号 「消費税の増税中止する」を要請する請願書

○議長（阿南誠蔵君） 日程第2、各常任委員長報告を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を致しました、議案第99号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」、他4件を議題と致します。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、古澤國義君。

古澤君。

○総務常任委員長（古澤國義君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会委員長報告を致します。

今期第8回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案4件、請願1件であります。12月9日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果についてご報告いたします。

最初に、議案第99号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」の審査を行いました。

総務課長より、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、その改正に伴い3件、また脱字追加1件の合計4件の条例を改正することとなります。」との補足説明がありました。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 102 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」、主なものを申し上げます。

財政課の予算について、委員より「雑入の中で、建物災害共済金が 7,745 万 7,000 円増額されているが、それはどの建物の分か。」との質疑があり、財政課長より「主なものとしまして、24 年の老人ホーム上寿園と、一の宮高齢者センターの分となります。」との答弁がありました。

次に総務課の予算について、委員より「歳出の中の、入退庁管理システム構築業務委託料についてだが、これは 1 回きりのことか。また、導入にあたってのメリットは。」との質疑があり、総務課長より「システムの導入でありますので、1 回限りとなります。ただ、現時点では、自動施錠出来るのは、当直室横の休日夜間出入り口のみとしておりますが、書類書庫なども入退室管理を徹底する必要がありますので、将来的には必要になるものと考えています。また、メリットに関しましては、一つはシステム化することにより、職員の入退庁の管理が徹底出来るということです。日常的に遅くまで残っている職員もおりますので、システム導入によりデータとしての集計も容易に出来ることになり、人事管理に活かすことも出来ます。もう一つは、休日のセキュリティの強化にも繋がります。」との答弁がありました。

別の委員より、「歳出の中の、光ネットワーク維持業務委託料の増額に関してだが、新市建設計画の表にも記載されているように、世帯数がどんどん増えてきているということは、お知らせ端末の新設の件数も増え続けるのか。」との質疑があり、総務課長より「現在、平均して年に 200 件ほど撤去、及び新設を行っています。防災情報を含め、必要な情報を広く市民に提供するためには、防災無線の個別受信機と、お知らせ端末の設置は避けられないものと考えております。」との答弁がありました。また、委員より「撤去した端末は、また新設される家庭等に再設置されるのか。」との質疑があり、情報管理室長より「撤去した端末については、一旦こちらでお預かりし、清掃やメンテナンスをした上で、新たな申請箇所を設置を行っています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「社会保障・税番号制度について、市民の皆さんへの周知は。」との質疑があり、総務係長より「今年 4 月から 6 月にかけて、市の広報誌に社会保障・税番号制度の特集を組んで掲載し、周知を図りました。また、12 月 1 日に開催しました、阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会の中で、『この制度については、市民の皆様には十分な周知を行う必要がある』とのご意見もいただきましたので、新年度に、本制度が導入される平成 28 年 1 月に向けてパンフレット等を作成し、個別配布を計画しております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 109 号「新市建設計画の一部変更について」審査を行いました。

委員より、「これは合併特例債の 5 年延長という財政的な動きということで、10 年間の計画が 15 年間というかたちになったということか。」との質疑があり、財政課長より「委員が言われましたとおりで、基本的に合併特例債を 5 年間延長して使用するための建設計画の延長というかたちになっております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「交付税に関してはどうなるのか。」との質疑があり、財政課長より「交

付税につきましては、来年度の予算から減額が始まります。1年目が約1割、2年目が約3割というかたちで、1割、3割、5割、7割、最終的には10割と、5年間で一本算定というかたちになります。この計算でいきますと、26年度の交付税に対し、5年後には約9億～10億円くらい金額が減るということになります。ただ、この減額の割合については、現在、国の方でも見直しがあつておりますので、実際の削減額は正確には把握できませんが、財政課としましては、諸々の事態も考慮しながら、様々な行政改革を重ね、財源を捻出するというかたちをとりたいと思っております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第123号「公の施設の指定管理者の指定について」（阿蘇市光ネットワーク施設）の審査を行いました。

総務課長より、「この光ネットワーク施設につきましては、平成24年度から26年度までの3年間、指定管理者として、一般財団法人阿蘇テレワークセンターにお願いしており、今回の指定管理者選定において、期間を27年度から5年間とし、これまでの阿蘇テレワークセンターを指定することに致しました。募集にあたっては、非公募というようなかたちをとらせていただいております。通常の公の施設であれば、公募を原則とするところですが、この光ネットワーク施設につきましては、当初の構築時から参画していただいております。光ケーブルの伝送路等の経路も熟知していることが、非公募の理由の一つに挙げられます。また、指定管理者が別の団体に変更となった場合、メールアドレスのドメインや、IPアドレス等の変更が生じ、この変更処理のために1週間程度、サービスを停止することになります。それに伴い、インターネット接続や、お知らせ端末の配信等が出来なくなり、大きな影響が出るようになりますので、非公募とさせていただきます。」との説明がありました。

委員より、「光ネット等のプロバイダー料の収支等はどのようになっているのか。」との質疑があり、総務課長より「プロバイダー料は、運営のための資金ということで、阿蘇テレワークセンターに入るようになっています。収支関係につきましては、黒字額から250万円を引いた残りの30%を納付金として市に納めていただいております。実績としまして、24年度の指定管理の収益が585万9,685円、市への納付額が100万7,906円。25年度については、指定管理の収益が667万697円、市への納入金額が125万1,209円となっております。市の方から委託料としてお金は払わず、プロバイダー料で運営してもらい、黒字部分について、この割合によって市に納入金として納めてもらっています。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、請願第2号『「消費税の増税中止する」を要請する請願書』について審査を行いました。

委員より、「今現在、衆議院議員の選挙期間中であり、今回の解散の大義は、消費税引き上げの延期の問題だと思う。それと同時に、集団的自衛権や、軽減税率の問題等もあるが、今回の選挙でその辺りが争点となるであろうから、国民の真意は直近の真意として現れることとなる。そのようなことから、今、地方議会が議論する必要はないと考える。」との意見がありました。

また、別の委員より「消費税を10%に引き上げるということは、一度、法的に決まっている。今回、引き上げ時期を1年半先送りするというかたちになり、諸外国から日本の政治に対し、不信感を持たれることとなった。そういった面から考えても、この問題に関しては、法的に決まっていることでもあるため、やむを得ないと思う。」との意見がありました。

このような審議を経て、挙手による採決を行いました。

その結果、本請願は「不採択」にすべきものと決定致しました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会としましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定致しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第102号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論はありませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 議案第99号について、意見を述べます。

結論的に言いますと、反対でございます。

これは、教育委員会制度の、長い言葉で書いてありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、これは教育委員会をどのようにするかという議案であります。法律で、要するに教育委員会の教育長、教育委員会制度を大幅に変えて、教育委員長を無くして、実質上、教育長が教育委員長の仕事も兼ねてやっていくということでありまして、その教育長は各地方公共団体の長が、機関の長が任命をするということでありまして。

私はなぜ反対するかと言うと、教育というのは、時の政治に振り回されるものでは決してないと。百年の計をとということで、長期の展望をもって、そして公正に運営していくべきものであると思います。

これについては、教育委員会が戦後なぜ教育委員会として、日本が整理したかと言いますと、戦前は教育委員会等は無くて、国の方針どおりに教育がなされていたと。そして、戦前戦中においては、教育の一番の目的は、国のために命を投げ出して尽くすということでありまして。その典型的なものが、教育直後であります。一旦探求あれば、自分の命を国に捧げるということでありまして。

僕は、昭和18年に小学校に入学した時、先生から「あなたは何になりますか」と質問されると、みんな同じことを答える。「兵隊さんに入って、お国のために尽くします」ということが正解でありました。そう言わないと、先生から酷い目に遭うというような状況でありました。そういう国家主義の教育を反省して、戦後は教育委員会を作り、教育委員も選挙で選ば

れて教育委員会が作られて、そして、子どもたちの地域の実情や、その時々状況に応じて、民主的に教育委員会を運営してきたことであります。

ところが最近では、顕著に表れているのが、教科書の採択問題であります。新しい教科書をつくる会という会の教科書があって、極端に、例えば靖国神社を過剰に誉めたてたり、或いは、今までの戦争についての反省が述べられていた、そういうのを削除してしまうというような教科書であります。これについて教育委員会は、これでは正常な教育は出来ないということで、普通の教科書を使っていたところが、極端な地方自治体の長によりまして、そういう極端な教科書の採用を押し付けたりする場面がありましたし、また学力テストの結果報告についても、教育委員会では結果報告は学校の格差を付けたりして、非常に教育に弊害があるということで、公表を控えているところであります。極端な地方自治体の長によると、一部ではあります。積極的に自分自ら公表したりしているというような状況であります。

そういう中で、この教育委員会の改正が、教育委員会とは言いませんけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がなされているところであります。これは、教育の中立性に対して、国の、或いは地方公共団体の機関の介入を容認するという事に繋がる訳でありますので、これを認める訳にはいきませんので、反対を致します。

長くなって、失礼を致しました。

教育の経験者からして、戦前の教育を受け、そして戦後、実際に教育にあたった者として、このような地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、認める訳にはいきませんので反対を致します。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端議員に申し上げます。

討論につきましても、簡潔に、明瞭に討論して下さい。

他に、討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） なければ討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 102 号を除く他の案件について採決を致します。

まず、議案第 99 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 異議がありますか。

ある方は挙手して下さい。

〔「異議あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 異議がありますので、起立により採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数あり〕

○議長（阿南誠蔵君） はい、ご着席下さい。

起立多数であり、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

○議長（阿南誠蔵君） はい、16 番、川端君。

○16 番（川端忠義君） ⑤についての討論は、今からして良いですか。

いつするんですか。

○議長（阿南誠蔵君） 続けて言ったと思いますが、「他にありませんか」と言った時に無かったものですから、進めたんですけど。

○16 番（川端忠義君） 私が紹介議員として出されているから、発言を許して下さいよ。

○議長（阿南誠蔵君） はい、分かりました。

討論をして下さい。

○16 番（川端忠義君） はい、どうもちょっと聞き漏らしてすみませんでした。

簡潔にお願いします。

消費税増税の中止ということの請願の紹介人として、今、ちょうど選挙中でありましたのでということが一つと、消費税を 10%にするということを公言しているの、外国の不信を仰ぐと、或いは地方議会は国勢について色々言うことはどうだろうかというような審議の結果でありましたが、その結果、不採択ということでありましたが、実際とは大分違うと思います。

これは、選挙があろうとなかろうと、これについては、市民の皆さん、私たちは市民の付託を受けて議員になっている訳ですから、市民の皆さんの立場で審議することが一番大事だと思います。そういう立場でいたします。

消費税の 8%、4 月からの増税によりまして、消費が大幅に冷え込んできているということ、そして家庭の支出が多くなり生活困窮者が増大したために、消費が落ち込んだと。それによって、GDP、国内総生産が、マイナスが続いていて、先日発表されたマイナスは、非常に予想以上のマイナスであったということで、そして、このまま不況が続けば、国の税収も大幅に減ると。消費税の増額以上に税収は減るだろうということが予想されているところでもあります。

そして、消費税は、社会保障のために使うと言われていますが、政府発表でさえ、今年の消費税は約 10 億円ですが、1 億円程度しか社会保障には回さないと、その証拠には年金は引き下げられ、そして医療費等は 70 歳から 74 歳以上の人たちは、自己負担が倍になっているということで、何の改善もないというようなことであります。

これがもし、1 年半延びた時、どういう経済事情があろうとも 10%にすると、今の政府は言っているところであります。

このようなところで、こういうことでは、日本の経済は非常に困難を起こして、破綻をするというような状況になってくると思います。

是非、この際、10%への消費税増税は中止すべきだと思います。

以上、簡単に討論をしておきます。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） なければ討論を終わります。

次に、議案第 109 号「新市建設計画の一部変更について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 109 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 123 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）」について採決を致します。

議案第 123 号につきましては、委員長の報告は可決であります。

議案第 123 号について、委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 123 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 2 号『『消費税の増税中止する』を要請する請願書』について採決を致します。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択であります。

お諮り致します。

この請願第 2 号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立少数あり〕

○議長（阿南誠蔵君） はい、ご着席下さい。

起立少数です。

次に、請願第 2 号を不採択とすることに賛成の方は、起立を願います。

〔起立多数あり〕

○議長（阿南誠蔵君） はい、ご着席下さい。

起立多数です。

従って、請願第 2 号は不採択とすることに決定を致しました。

## 2 文教厚生常任委員長報告

①議案第 100 号 阿蘇市生活相談センター設置条例の制定について

②議案第 101 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

③議案第 102 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）

④議案第 104 号 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

⑤議案第 105 号 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

- ⑥議案第 106号 平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業別会計補正予算について
- ⑦議案第 108号 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧議案第 124号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）
- ⑨議案第 125号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）
- ⑩議案第 126号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）
- ⑪議案第 127号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あぴか）
- ⑫議案第 128号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）
- ⑬議案第 129号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）
- ⑭議案第 130号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）
- ⑮議案第 131号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮体育館）
- ⑯議案第 132号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園）
- ⑰議案第 133号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド）
- ⑱請願第 3 号 「灯油高騰の緊急対策として福祉灯油の実施を求める」を要請する請願書

○議長（阿南誠蔵君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託されました案件、議案第 100 号「阿蘇市生活相談センター設置条例の制定について」他 17 件を議題と致します。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、高宮今朝秀君。

高宮君。

○文教厚生常任委員長（高宮今朝秀君） 皆さん、おはようございます。

今期第 8 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 17 件、請願 1 件であります。12 月 10 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果についてご報告致します。

最初に、議案第 100 号「阿蘇市生活相談センター設置条例の制定について」であります。

委員より、「生活相談センターは、生活困窮者のためということだが、就労支援あたりにも携わっていくのか。」という質疑があり、市民課長より「現在は、生活保護受給の方々の一日も早い自立のために就労支援しておりますが、今後は生活保護に陥る前の段階、生活に困っておられる方々の就労支援も行っていくというかたちになります。」という答弁がありました。

また、別の委員より「時間外、休日にも開設すべきではないか。」という意見があり、課長より「必要があれば、土曜でも日曜でも随時対応してまいります。」という答弁がありました。

また、別の委員より「対象者の把握は難しいと思うが、どう考えているか。」という質疑があり、課長より「社会福祉協議会や、税務課、ほけん課等の徴収部門と連携し相談を受け、来庁されない方に関してはこちらから訪問ということも考えております。」という答弁がありました。

これに関連し、別の委員より「対象者の範囲だが、子どもがいる低所得者世帯には、要保護・準要保護というかたちで学習支援の補助が出ているが、そういった世帯も対象になるのか。」という質疑があり、課長より「間口は広くと考えております。福祉課、教育課、税務課等と連携した対応を考えております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 101 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本案については、健康保険法等の一部を改正する政令の施行に伴い条例の一部を改正するものであることから、特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 102 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

初めに、ほけん課所管分の予算について審査を行いました。

ほけん課長より、「歳入としては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金として、低所得者の保険料軽減分の県からの補てん分、及び後期高齢者医療給付負担金の平成 25 年度の精算分として広域連合より受け入れるものです。また歳出としては、国民健康保険事業特別会計繰出金、出産育児費分の市の持ち出し分として、また、歳入で受け入れております県からの負担金に市の負担分を加え、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものです。」という補足説明があり質疑に入りましたが、特に質疑・意見はありませんでした。

次に、市民課所管分の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇広域行政事務組合への負担金増額だが、広域の当初予算の組み方がおかしい。ごみの量を少なく見積もり委託契約し、不足すれば補正すればいいという考えではないのか。その点を指摘すべきでは。」という意見があり、市民課長より「広域の話では、基本契約時に、一般廃棄物処理基本計画に基づいて処理量を設定しているとのことでしたが、これだけ乖離が出るということは、毎年補正で対応していかなければならないので、基本契約そのものの見直しを検討していただくよう申し入れております。」という答弁がありました。

また、この点について別の委員より「基本契約があつての超過分ということで、割高になることはないのか。」という質疑があり、市民課長より「広域の説明では、割高になることはなく、単純にごみの量の増加分を積算し、加算して支払うことになる聞いております。ただし、当初予算策定時の灯油代等、光熱費の高騰分についての加算があります。」という答弁がありました。

次に、福祉課所管分の予算について審査を行いました。

委員より、「養護老人ホーム措置費だが、現在数ヶ所に分散して入所しているが、上寿園で運営していた時と比べてどの程度高くなっているか。」という質疑があり、福祉課長より「措置費ですので、一人当たりの金額は変わりません。」という答弁がありました。これに対し、委員より「予算には関係ないことだが、民設民営で検討されていた養護老人ホームのその後の経過は。」という質疑があり、福祉課長より「3 回の公募で応募がなく、運営検討委員会の方で、『民設民営という基本方針は堅持しつつ、阿蘇市独自の補助制度を創っては。』という提言を受け市長に報告、現在、福祉課の方で補助制度を整えるべく要項を作っている段階で、27 年度当初に公募し、10 月の熊本県の補助金交付申請に間に合わせたいと思っています。」という答弁がありました。

また、別の委員より「母子家庭等対策事業補助金 25 年度清算金の内容と、今年度の状況は。」

という質疑があり、福祉課長より「ひとり親世帯の生活安定のための職業訓練というかたちでの給付事業であり、25年度は応募者がなく全額返還ということになりましたが、本年度は現在1名の方が該当し、月7万500円を利用して、専門学校に通っていらっしゃいます。」という答弁がありました。これに対し、委員より「こういう事業があることを、ひとり親世帯全世帯にお知らせしているのか。」という質疑があり、福祉課長より「年に何回とは決めていませんが、広報誌により周知を行っており、転入者につきましては、届出時に子ども手当等、各種制度の説明を行っております。」という答弁がありました。

次に、教育委員会教育課所管分の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇体育館太陽光パネル設置、及び照明器具改修工事だが、規模は。また、パネルによって変換効率が異なると思われるが、検討しているか。」という質疑があり、課長より「太陽光発電の規模については、10kwで、蓄電器については15kwを予定しております。パネルの変換効率については、基本設計の段階で効率のいいものを検討いたします。」という答弁がありました。これに対し、委員より「安ければいいというものではないので、品質を十分に考慮して選択するように願う。」という意見がありました。

この件に関し、別の委員より「グリーンニューディール基金補助金で不足分は単独予算だろうが、売電価格を含めてどのくらいで償還を考えているか。」という質疑があり、課長より「基本売電ではなく、蓄電して停電時に利用するもので、通常は体育館内の照明に利用します。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第104号「平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。本案については特に質疑・意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第105号「平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。本案についても特に質疑、意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第106号「平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。本案についても特に質疑、意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第108号「平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

医療センター事務局長の補足説明の後、委員より「説明の中でオール電化とあったが、停電時の自家発電は何時間くらいもつのか。」という質疑があり、事務部次長より「主電源からの供給がストップした場合、2系統目、予備電源で供給することになります。予備電源からも供給がストップした場合に自家発電で対応することになりますので、トータル的には約72時間になります。ただし、院内全てではなく、手術室の電源であるとか重要な部分を確保するものであります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 124 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）」から、議案第 133 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド）」までの 10 議案については、一括議題として審議いたしました。

教育課長の補足説明があり、委員より「指定管理者制度とは、行政の究極のリストラと言われるものだが、直営と比べて行政経費の削減、どのくらい効果があったと思うか。」という質疑があり、課長より「数字的に表すのは難しいところですが、人件費的にはかなりの削減に繋がっていると思われます。それ以上に、市職員であれば 3～4 年で異動があり、長期的な経験値という面で非常に評価できるものではないかと思われます。」という答弁がありました。

また、別の委員より「指定管理者の方で軽微な施設の修理とあるが、その線引きは出来ているか。」という質疑があり、社会体育係長より「今回の指定管理者の募集要項の中にリスク分担表というのがあり、27 年度以降の 5 年間の包括協定の中にもリスク分担を盛り込んで、締結するものです。」という答弁がありました。

以上のような審議の結果、議案第 124 号から議案第 133 号までの 10 議案については、可決すべきものと決定致しました。

続きまして、請願第 3 号「『灯油高騰の緊急対策として、福祉灯油の実施を求める』を要請する請願書」であります。

最初に、議会事務局に説明を求めましたところ、事務局長より「福祉灯油制度については、北海道や東北あたりの一部の寒冷地の自治体が、灯油代として補助しているものです。金額については自治体により異なりますが、2,500 円から 1 万円程度支給されているようです。対象者は高齢者世帯、障がい者がおられる世帯、低所得者世帯等、様々な要件があります。」という説明がありました。

次に、福祉課長に意見を求めましたところ、「福祉課の見解としては、この制度につきましては、財政的な裏付けがなければ取り組むことが厳しいと思われ、仮に 1 世帯当たり 5,000 円としても、阿蘇市で数千万円の財源が必要となります。環境保護、エコの観点から、こういったエネルギー政策については、国・県が統一的政策で行うべきものと思います。」という意見がありました。

その上で、委員より「困窮者、生活保護に対して支給されている事例はあるのか。」という質疑があり、福祉課長より「生活保護算定基準の中に、暖房費として寒冷地加算基準が決まっています。定額加算というかたちで、阿蘇市の受給者につきましては、全世帯同じ金額が支給されることとなります。」という答弁がありました。

別の委員より「この請願からいくと、生活保護世帯には二重になるのでは。」という質疑があり、課長より「北海道のある自治体では、生活保護世帯以外の対象者に 1 世帯当たり 1 万円の補助がある場合に、保護世帯には 8,000 円というかたちで給付しており、寒冷地加算を考慮した給付となっていると思われます。」という答弁がありました。

以上のような審議の後、挙手による採決をした結果、本請願は不採択にすべきものと決定致しました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第102号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ございませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 報告の⑱、請願3号について討論を致します。

福祉灯油の実施というのをやったらどうか、という請願内容であります。

阿蘇市は、今朝は雨が降っていて少しは温かったですが、昨日の朝はマイナス4℃です。調べてみますと、さっき北海道、東北地方においては、福祉灯油を実施している自治体がありますということであります。阿蘇市の冬の平均気温は、宮城県の仙台と殆ど変わらないという状況です。宮城県では福祉灯油を、低所得者について1,000円の給付が行われているところであります。

ちなみに、何人かの高齢者の皆さん等にお尋ね致しますと、年金は月に3万5,000円あります。それと、お風呂等については、灯油を使ってやっています。灯油20Lで、高齢者ですから配達していただくと、今は安くなっていますが20Lで2,500円あります。福祉灯油があれば、非常に安い年金の中でささやかに暮らしているけど、大変助かりますというお話もありました。

そういうことで、是非、福祉灯油については、阿蘇市で実施を検討していただくとともに、請願内容では、県や国にも福祉灯油を実施するように意見書を出して下さいということで、意見書も添えているところあります。

是非、福祉灯油の実施の方向で、或いは国や県に対して意見書を提出するというご検討をお願い致しますよう、お願いを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） では、暫時休憩を10分程度致します。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 102 号を除く、他の案件について採決を致します。

まず、議案第 100 号「阿蘇市生活相談センター設置条例の制定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 100 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 101 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 104 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 105 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号「平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 106 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 108 号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りを致します。

議案第 124 号より議案第 133 号までを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 124 号「公の施設の指定管理者の指定について」（阿蘇市阿蘇体育館）より、議案第 133 号「公の施設の指定管理者の指定について」（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド）までの 10 件を一括して採決致します。

議案第 124 号より議案第 133 号までの 10 件につきましては、委員長の報告は可決であります。

議案第 124 号より議案第 133 号までの 10 件について、委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 124 号より議案第 133 号までの 10 件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 3 号「『灯油高騰の緊急対策として福祉灯油の実施を求める』を要請する請願書」についてを採決致します。

この採決は、起立によって行います。

請願に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮り致します。

この請願第 3 号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立少数あり〕

○議長（阿南誠蔵君） はい、分かりました。ご着席下さい。

起立少数です。

次に、請願第 3 号を不採択とすることに賛成の方は、起立を願います。

〔起立多数あり〕

○議長（阿南誠蔵君） はい、ご着席下さい。

起立多数です。

従って、請願第3号は不採択とすることに決定致しました。

### 3 経済建設常任委員長報告

- ①議案第102号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ②議案第103号 平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ③議案第107号 平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ④議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター）
- ⑤議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町中央駐車場）
- ⑥議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ場）
- ⑦議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）
- ⑧議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）
- ⑨議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）
- ⑩議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市ASO田園空間博物館総合案内所）
- ⑪議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市駅前噴水広場）
- ⑫議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市内牧ファミリーパーク「あそ☆ピパ」）
- ⑬議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇中央公園）
- ⑭議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）
- ⑮議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター）
- ⑯議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆肥製造施設）
- ⑰議案第134号 字の区域の変更について
- ⑱議案第135号 土地改良事業の計画変更について
- ⑲議案第136号 工事請負契約の変更について
- ⑳議案第137号 市道路線の廃止について
- ㉑議案第138号 市道路線の認定について
- ㉒請願第4号 「農協改革」に関する請願書

○議長（阿南誠蔵君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託を致しました案件、第102号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」他21件を議題と致します。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、藏原博敏君。

藏原君。

○経済建設常任委員長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会の委員長報告を行います。

今期12月定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は22件であります。12月11日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果について、ご報告致します。

最初に、議案第102号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、建設課の予算について審査を致しました。

委員より「病院への道路の進捗はどういう状況か、また27年度中の完成出来るか。」との

質疑があり、建設課長より「現在、用地取得が出来た区間から工事を発注しており、2 工区での発注をしております。用地取得については、ほぼ終了しており、今後、同意をいただいた方の移転先の造成を行い、移転されたあと、上物がなくなり着工となります。また、現在、取り壊している中央病院の方への移設予定もあり、工事の進み具合等も関連してくると思われれます。27 年度中の竣工を目指し、目標どおり進めたいと思っております。」という答弁がありました。

別の委員より、「道路維持での融雪剤散布について、茗ヶ原地区には阿蘇市の対応が遅いので、南小国との連携は出来ないか。」という意見があり、建設課長より「区長から地元で撒くなどの要望があれば、融雪剤を渡しています。また、業者にも発注して回るようにしています。除雪については、今年の2月のような雪になれば業者の数も足りないと思いますが、スムーズな処理を行いたいと思います。南小国との連携は検討させていただきます。」という答弁がありました。

別の委員より、「宮地今村川の河川改修について、どのような内容なのか。」との質疑があり、建設課長から「場所は、高森病院横の道沿いの川で、市営住宅横の川に流れております。川全体が、S字状に湾曲するカーブをしており、上流部の住宅が常時浸水いたします。黒川については、激特事業で大型の事業が実施されますが、この河川は阿蘇市管理であり、護岸も壊れてないことから災害事業にも該当しません。今回、原因がどこにあるのかを調査するものであり、改修出来る事業を検討していきたいと考えております。」との答弁がありました。

次に、住環境課の予算についてであります。

委員より、「再建支援住宅で、東池尻仮設住宅に基礎工事を行ったが、現在、何世帯入居しているのか。また、県職員住宅や市営住宅に、何世帯入居しているのか。」という質疑があり、担当係長より「現在、東池尻仮設住宅には、再建支援住宅として13世帯の方が入居され、また、県職員住宅に2世帯、市営住宅に1世帯入居されています。なお、県職員住宅と市営住宅に入居されている方は、再建が4月に予定されている方で一時的な入居となっております。」という答弁がありました。

別の委員より「再建支援住宅での入居期限は1年と聞いているが、延長することも出来るのか。また、来年の9月あたりで再建支援金の200万円のことについては、住民の方が正しく認識出来るよう関係部署と入居者に説明会をするべきではないのか。」という質疑があり、住環境課長より「入居期限につきましては、9月1日から来年の8月31日までの1年間となっております。それまでに再建が出来ない方については、個別にヒアリングを行い、再度延長の手続きというかたちになります。再建支援金については、来年の8月までが申請期限となっており、福祉課が担当していることから支援金の協議を行ってまいります。それ以外の方で再建の目途がはっきり分からない方については、それに応じた期間の延長も当然考えていくべきであると思っております。」という答弁がありました。

次に、農業委員会予算についてであります。

委員より、「歳入の機構集積支援事業補助金はどのようなものか。」という質疑があり、農業委員会事務局長より「県からの補助金であり、一般財源で支出することとしていたものを、

財源を組み替えるものであります。」という答弁がありました。

また別の委員より、「中間管理機構について農政課と農業委員会の関わりはどのようになっているのか。」という質疑があり、経済部長より「基本的には農地管理公社が行うということで、農地管理公社が中間管理機構の部分を請け負うかたちになっており、農政課・農業委員会双方で支えあうかたちをとっております。農業委員会は今までの通常の業務がありますが、中間管理機構の業務もあり、農政課がそれをバックアップするかたちになります。」との答弁がありました。

次に、農政課の予算についてであります。

委員より、「生産総合事業補助金のアスパラの連棟ハウスは何棟なのか、また戸数とその規模は。また、生産複合事業補助金と強い農業づくり交付金はハウス関係者が多いが、他の土地利用型には該当しないのか。」という質疑があり、農政課長より「アスパラ連棟ハウスでは、1億9,700万円程度の事業費であり、その2分の1が補助となり今回計上しております。受益者は5名であり、阿蘇市が4名、西原村が1名であります。面積については、約1万4,000㎡であり、阿蘇市は1万1,900㎡程度の面積となります。花き連棟については、受益者は3名であり、阿蘇市の方で、面積は3,500㎡です。」また、経済部長より「土地利用型については、コンバイン等の導入事業がありますが、直接的な作物に対する補助は、生産調整の中で補助スタイルというかたちになっております。」という答弁がありました。

別の委員より「農業振興費の環境保全型直接支払補助金については、対象者は何名なのか、どのような事業に支払われているのか。また、災害復旧での受益者負担はどの程度あるのか。」という質疑があり、農政課長より「環境保全型農業については、有機農業での取り組みであり、水稻が27名、約58ha、波野の大豆生産組合が18名、26ha、サトイモが1名おり、延べ46名の方が取り組みを行っています。補助金については、国の事業で反当8,000円が補助され、県が、失礼しました、ちょっとこのところは数字的なものが確認出来ませんので、ちょっと飛ばさせていただきます。また、災害復旧については施設災害であり、国が65%、受益者が35%となっており、阿蘇土地改良が受益者として負担します。」という答弁がありました。

次に、観光まちづくり課の予算についてであります。

委員より、「以前、体育館横から街の方に行く道路を整備したが、そこはコアラの所有者の所だったのか。」という質疑があり、観光まちづくり課長より「整備した所は、私有地ではなく阿蘇市の土地であり、現在、コアラの所有者が以前と変わりが、祭りの時など体育館の横を普通に通行出来ていたものが、通行が出来ない現状になっております。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第103号「平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第107号「平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

委員より、「古城地区配水管布設工事の中で、加圧ポンプがいなくなった理由はなぜなのか。また、加圧ポンプを設置しなくても水圧は大丈夫なのか。」という質疑があり、水道課長より「当初、県道、市道内の配水管の布設替えを予定していましたが、財産区との調整により配管をする必要が無くなった所があり、配水管の延長が短くなりました。加圧ポンプ 2 台については、設置の必要が無くなったためであり、水圧については支障がありません。」との答弁がありました。

また、別の委員から「県道、市道での舗装工事については、どの程度まで現状復旧していくのか、苦情等もあっている。また、負担金などはどのようになるのか。」との質疑に対し、水道課長より「最後の舗装がどの程度まで復旧するかについては、県、市の道路管理者と調整をしながら、悪くなった所は復旧していきたいと思えます。また、財産区の工事負担については、新たに設置する配水管についてはこの工事で施工しますが、住宅地内の配水管については個人負担になり、加入金は財産区の方で負担していくという話を聞いております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 107 号については原案どおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、観光まちづくり課所管の議案第 110 号より議案第 120 号までの「公の施設の指定管理者の指定について」であります。これについては一括議題と致しました。

本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、農政課所管の議案第 121 号、及び議案第 122 号の「公の施設の指定管理者の指定について」であります。これについても一括議題と致しました。

本案につきましても、特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 134 号「字の区域の変更について」であります。

本件は、土地改良事業の区画整理に伴い、字の区域を変更するものであります。従いまして、本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 135 号「土地改良事業の計画変更について」であります。

本案も特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 136 号「工事請負契約の変更について」であります。

委員より「昭和 36 年に架けた橋に杭が無かったため、その分で減額となったが、そのようなことが実際あるのか。」という質問があり、また別の委員から「当時の関係資料等は保存されていないのか。」という質疑がありました。建設課長から、「災害の最中でもあり、調査すれば費用が掛かることから、通常、杭があるものとして設計を行ないました。掘ってみたらそれが無かったため、産廃の費用が減額となりました。また現在、橋梁については、市道ごとに橋梁台帳を整備していますが、当時の橋はいつ架設されたか、橋梁の種類あたりしか保存されてなく、あと現場で確認をしております。当時の設計基準で何を使っていたか、また配筋がどのようにしてあるのか、杭が打ってあるのか等を逆算している状況です。現在は、必要に応じて電子データあたりで残しており、重要な構造物は設計図書を残している状況で

す。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 136 号については原案どおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 137 号「市道路線の廃止について」、及び議案第 138 号「市道路線の認定について」であります。一括議題と致しました。

今回提出されました路線は、河陰阿蘇旧道 1 号線であり、廃止する路線、認定する路線は同じ路線であります。起点と終点がずれていることから修正するものです。

本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、請願第 4 号『「農協改革」に関する請願書』についてであります。

委員より、「農協も、今の実情にあった改革は必要だろうという思いは持っている。しかし、阿蘇市の場合、基幹産業は農業・観光であるため、JAにも一役を担っていただいている。」という意見があり、また別の委員より「農協自体が、これからの時代に沿った自己改革を行い、農家のための農協であってほしい。」との意見がありました。

このような審議を経た結果、挙手による採決を行いました。

その結果、本請願は「採択」すべきものと決定致しました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会としましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたのでご報告申し上げ、委員長報告といたします。

なお、先ほど 5 ページの農政課の予算の配分につきまして、事務局と調整しますので暫くお待ち下さい。

大変失礼しました。

環境保全型農業については、有機農業での取り組みであり、水稻が 27 名の 58ha、波野の大豆生産組合が、18 名、26ha、サトイモが 1 名おり、延べ 46 名の方が取り組みを行っております。補助金につきましては、国の事業で反当 8,000 円が補助され、県がそのうち 4 分の 1、2,000 円、市が 4 分の 1 の 2,000 円となり、4,000 円に対して予算措置を行うものです。

以上が、先ほど説明を漏らしたところでございます。

大変失礼しました。

以上で終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 102 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 102 号を除く他の案件について採決を致します。

まず、議案第 103 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 103 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 107 号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りを致します。

議案第 110 号より議案第 122 号までを一括議題と致したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 110 号「公の施設の指定管理者の指定について」（阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター）より、議案第 122 号「公の施設の指定管理者の指定について」（阿蘇市高品質堆肥製造施設）までの 13 件を一括して採決致します。

議案第 110 号より議案第 122 号までの 13 件につきましては、委員長の報告は可決であります。

議案第 110 号より議案第 122 号までの 13 件について、委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 110 号より議案第 122 号までの 13 件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 134 号「字の区域の変更について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 134 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 135 号「土地改良事業の計画変更について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 135 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 136 号「工事請負契約の変更について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 136 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 137 号「市道路線の廃止について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 137 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 138 号「市道路線の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 138 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 4 号「『農協改革』に関する請願書」について採決致します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、採択であります。

お諮り致します。

この請願第 4 号を採択することに、賛成の方は起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（阿南誠蔵君） はい、ご着席下さい。

起立多数です。

請願第 4 号は、採択することに決定致しました。

以上で、議案第 102 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第 102 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 102 号について採決を致します。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は、可決であります。

本案は各常任委員長の報告のとおり決定する事に、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

このあと議会運営委員長より報告がありましたとおり、追加議案がございますので、暫時休憩を致します。

その間、議案書を配布いたします。

暫時休憩を致します。

午前 11 時 44 分 休憩

午前 11 時 49 分 再開

開議宣言

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮り致します。

ただ今、市長より、議案 1 件が提出されました。

また、議会運営委員会より発委第 3 号、経済建設常任委員会より発委第 4 号が提出されました。

この際、これを日程に追加致しまして議題と致したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 139 号並びに発委第 3 号、及び発委第 4 号を日程に追加し、議題とする事に決定を致しました。

お諮り致します。

ただ今、日程に追加し議題とすることに決定を致しました案件につきましては、会議規則第 37 条第 2 項及び第 3 項の規定により、委員会の付託を省略致したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略する事に決定を致しました。

#### 追加日程第1 提案理由の説明

○議長（阿南誠蔵君） 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは引き続きまして、平成26年第8回阿蘇市議会定例会、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第139号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は第6号補正であります。

農地中間管理機構の設立に伴い、現行の農家台帳システムを改修する必要があるため、歳入では県補助金を、歳出では農家台帳システム改修委託料を計上しております。

この補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ114万円を増額し、歳入歳出予算総額を176億3,621万1,000円と致しました。

以上、議案1件を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

#### 追加日程第2 議案第139号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 追加日程第2、議案第139号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題と致します。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） それでは、ただ今、議題とさせていただきました、別冊1になります、議案第139号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」（第6号）を説明させていただきます。

1ページをお願い致します。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ114万円を追加いたしまして、予算総額を176億3,621万1,000円と致しております。

5ページをお願い致します。

歳出になりますが、款5農林水産業費、目1農業委員会費の委託料につきましては、農地集積集約化対策事業として、農家台帳システム改修委託料を114万1,000円計上いたしております。なお、財源の100%につきましては、県補助金として交付されます。

5ページにあります、財源の1,000円につきましては端数調整のため、一般財源を1,000円明記させていただいております。

以上、追加提案させていただきました、阿蘇市一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 139 号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第 3 発委第 3 号 阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 追加日程第 3、発委第 3 号「阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（石寄寛二君） お疲れです。

それでは、議案書を見ていただきたいと思います。

発委第 3 号、平成 26 年 12 月 16 日、阿蘇市議会議長、阿南誠蔵様。

提出者、議会運営委員会、井手明廣議員です。

阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

3 ページを見ていただきたいと思います。

改正部分について、新旧対照表です。

改正点は、第 2 条及び第 21 条の一部であります。議員定数条例の改正に伴い定員が 20 名となることから、第 2 条中の総務常任委員会については 7 名を 6 名に、文教厚生常任委員会の 8 名を 7 名に、それぞれ改めるものです。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、第 21 条の出席説明の要求についてですが、教育委員会の委員長を教育長に改正するものです。

前の 2 ページを見ていただきたいと思います。

なお、施行期間については、附則に平成 27 年 2 月 11 日から施行するとしていますが、これは現職議員の任期が平成 27 年 2 月 10 日までであり、改選後の議会から適用されるため、施行期間を 27 年 2 月 11 日としております。

また、21条につきましては、平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 提出者より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、井手明廣君。

井手君。

○議会運営委員長（井手明廣君） ただ今、議題となりました委員会提出、発委第3号、提案理由の説明を致します。

阿蘇市議会委員会条例の第2条につきましては、これまで議員定数が22名であったことから、総務常任委員会7名、文教厚生常任委員会8名、経済建設常任委員会7名と致しましたが、昨年12月定例会で議員定数を次の一般選挙から20名とする条例改正を行っています。つきましては、次の一般選挙の初議会からは、総務常任委員会6名、文教厚生常任委員会7名に改正するものであります。

また、第21条の出席説明者の要求につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることから、条例の改正をするものであります。

以上が、改正点であります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明と致します。

○議長（阿南誠蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第3号について採決致します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、発委第3号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発委第4号 「農協改革」に関する意見書（案）について

○議長（阿南誠蔵君） 追加日程第4、発委第4号「『農協改革』に関する意見書（案）について」を議題と致します。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（石寄寛二君） 発委第4号です。

平成26年12月16日、阿蘇市議会議長、阿南誠蔵様。

提出者、経済建設常任委員長、藏原博敏議員です。

「農協改革」に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「農協改革」に関する意見書（案）。

平成26年6月24日に改定された、農林水産業地域の活力創造プランにおいて、政府は農業の成長産業化に向けて「農協改革」の推進を行っていくことを決定した。具体的には、JAの事業や組織運営の在り方、JA連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が、来年の通常国会で行われる予定となっている。

本市では、これまでJAと密接に連携しながら、農地利用集積、新規就農支援、健康福祉活動を通じた農業振興、地域社会振興に取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府の取りまとめ如何では、JAの組織、事業形態が低下し、これまで取り組んできた活動が困難になり、ひいては農業者、地域住民、地域社会に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、JAグループの自己改革内容を十分尊重した上で、上記事項の実現に対応していくよう強く求める。

#### 1. 総合事業によるJA事業の展開について

JAの役割は「農業振興」と「地域振興」に寄与することであり、この役割を果たしていくためには、総合事業により多彩なサービスの提供が不可欠であることから、今後もJAの協同組合としての事業組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度・法人形態の転換等は強制しないこと。

#### 2. 准組合員の事業利用JA運営参画の促進について

准組合員は、農業や地域経済の発展を共に支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生の推進」、「地域のライフライン維持」を今後図って行くためには、准組合員の事業利用、JA運営参画の促進を図る必要があることから、准組合員に対する事業利用の制限は行わないこと。

#### 3. 農協法上の「新たな中央会制度」位置付けの明確化について

「新たな中央会制度」は、JAの経営課題解決や積極的な事業展開への支援を目的とする事実的な制度に転嫁し、その機能を代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能に集約・重点化していくが、これらの機能を十分に発揮するためには、農協法に規定された上での制度、維持が必要であることから、「新たな中央会制度」も引き続き農協法上に位置付けられた組織とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） お諮り致します。

12時を過ぎましたが、このまま会議を続行して宜しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） では、続行いたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長、藏原博敏君。

藏原君。

○経済建設常任委員長（藏原博敏君） 経済建設常任委員長の提案理由の説明を行います。

ただ今、議題としていただきました委員会提出議案、発委第4号の提案理由の説明を行います。

政府が進めております「農協改革」につきましては、1. J Aが行っている貯金、貸付事業等の一部を株式会社や生協に転換するといった組織形態の転換を求める提言や、2. 農業者以外の加入できる准組合員制度について、一定の事業利用の制限を求める提言、更には3. 現行では農協法に規定されている中央会制度について、一般社団法人等への移行を求める提言などがされております。

しかし、政府による「農協改革」が進められますと、これまでJ Aが行政機関と連携して取り組んできた様々な農業政策等の対応が困難となり、ひいては地域農業、地域社会全体の衰退にも繋がる懸念されます。

なお、J Aの自己改革につきましては、発足された時点に立ち返り、改革に改革を進めていただくことを強く期待しております。

政府主導の「農協改革」ではなく、J Aグループの自己改革を尊重するよう求める意見書の提出につきましては、議員各位におかれまして、趣旨をご理解いただきまして、委員会の提案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

○議長（阿南誠蔵君） 1番、谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 2ページの準組合員の漢字の件ですけど、2の後の準組合の「準」と、下2行の准組合の「准」、これはそれぞれ違うのか、漢字の間違いなのかお願いします。

この、議案書2ページです。

○議長（阿南誠蔵君） はい、藏原君。

○経済建設常任委員長（藏原博敏君） 失礼致しました。

下の「准」が正解だろうと思います。

申し訳ありません。これは、正式に調べてどちらかが間違いですので、修正して提出したいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 他に質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第4号について採決を致します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、発委第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

これをもちまして、本日の会議を散会致します。

お疲れ様でございました。

午後0時10分 散会